



# パンフレット・保険料表

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」はご契約に関する大切な事項を記載しています。必ずお読みいただき大切に保管してください。

## アフラックの 終身保険

保険金額200万円から  
契約できる  
「一生涯の死亡保障」



**No.1** アフラックは  
「がん保険」も「医療保険」も  
契約件数 No.1  
(平成28年版「インシュアランス生命保険統計号」より)

「生きる」を創る。



この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで  
ご案内する保障分野

死亡時の保障

対応する  
商品・特約

アフラックの終身保険

このパンフレットではご案内していません

病気やケガの保障  
(がんや重大疾病の保障も含む)

がんや重大疾病  
(特定の疾病)の保障

介護や障がいの保障

貯蓄  
(教育資金や老後生活資金準備など)

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款** をおすすめしています



- アフラックのホームページ (<http://www.aflac.co.jp/>) 上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように保管する必要がありません。
- ▶▶ **Web 約款** の特長、閲覧方法など、詳しくは「その他重要事項 ④ Web約款について」P.30 をご確認ください。

### 〈本冊子について〉

- ・「本冊子」に記載の保障内容や保険料などは、契約日が2017年3月2日以降の保険契約に適用となります。(ただし、アフラックは将来新たな保険契約に対して保障内容を変更する場合があります。)
- ・2017年3月2日現在の保険料率(口座振替料率)です。
- ・保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。
- ・「本冊子」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。
- ・特約のみをお申込みいただくことはできません。
- ・**ご案内の保障内容以外をご希望の場合はお問い合わせください。**

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。「お支払いできない場合」や「新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し」など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

### 〈保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください〉

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「終身保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にごございますのでお問い合わせください。

**ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。**

### お問い合わせ、お申込みは

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

募集代理店については、下記または同封の書類に記載の募集代理店、お問い合わせ先欄をご確認ください。

〈引受保険会社〉

**Aflac** アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <http://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について  
コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00  
土曜日 9:00～17:00  
※祝日を除きます。

募集代理店は当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

おひとりでお読みになっ  
ていてご不明な点やご相  
談がありましたらお気軽  
にお問い合わせください。

どのプランを  
選べばいいのかわ  
からない、相談し  
たい。

どんなときに保  
険金がもらえるの  
か詳しく知りたい。

保険料がいくら  
になるのか、教え  
てほしい。

お問い合わせは

「裏表紙」または「同封書類」に記載の募集代理店まで

お問い合わせ  
の前に

お問い合わせにあたっては、本冊子とあわせて同封書類(ご意向チェックシート・申込書)をお手元にご用意ください。

お問い合わせ  
のときは

ご質問のあるタイトル番号やページ番号をお伝えください。

タイトル番号

ページ番号



# 3 ステップで選ぶ、アフラックの「終身保険」

ステップ  
1

特長と保障を

知る P.3

ステップ  
2

保険料を

確認する P.7

ステップ  
3

お申込みの前に必ずお読みください。

契約概要..... P.11  
注意喚起情報..... P.21  
その他重要事項..... P.27

使用するマークについて



特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。



条件など補足事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。



保険の専門用語などについて記載しています。

# 特長と保障を知る

## たとえば、このような方におすすめです

### 必要な保障額を、無駄なく無理なく準備したい

万一のときの死亡保障を「足りない」と感じている方は意外と多いものです。安心のために、もう少し保障をプラスしたい…そんな方におすすめします。

#### 死亡保障に対する充足感

万一の際の準備について「足りない」と感じている人



(公財)生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」

### せめて、自分の葬儀費用くらいは用意しておきたい

ある程度の年齢になると気になるのが、ご自身の葬儀費用。自分自身のため、そしてご家族のためにも、健康である今のうちにご準備ください。

意外とかかる葬儀費用(全国アンケート結果より)

合計 平均 **188.9万円**

葬儀一式費用  
平均 **122.2万円**

寺院への費用  
(お経、戒名、お布施)  
平均 **44.6万円**

通夜からの飲食接待費  
平均 **33.9万円**

※各項目・合計額は回答のあったものの平均のため合計額は一致しません。  
一般財団法人 日本消費者協会 第10回「葬儀についてのアンケート調査」報告書(平成26年1月)

### 医師の診査なしで、手軽に加入したい

できるだけ手続きは簡単に済ませたい。  
思い立ったときに、すぐ契約したい。  
そんな方にもお手軽にお申込みいただけます。

### 家族の保障も考えたい

自分の保障だけでなく、家族にも万一のときの死亡保障を備えておきたい、という方にも。  
保険金額200万円から手軽にご準備いただけます。

アフラックの  
終身保険

保険金額200万円から契約できる  
「一生涯の死亡保障」です。

#### 特長 1

保険料が上がることなく、  
死亡保障が**一生涯続きます。**

保険料は契約日の満年齢で決定し、更新による変更はありません。

※保障内容や契約内容などの変更がある場合、それ以降にお申込みいただく保険料が変更になることがあります。

#### 特長 2

保険金額は、**200万円から**  
**100万円単位**でご契約いただけます。

ご希望にあわせて保険金額をお選びいただけます。

※被保険者の契約時の年齢やご職業などにより、ご契約の限度額を定めております。

#### 特長 3

医師による**診査は不要**です。

申込書(告知書含む)などに必要事項をご記入のうえ、  
郵送していただくだけです。お申込みは簡単です。

※ただし、お仕事の内容や健康状態などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。

#### 特長 4

**無料でリビング・ニーズ特約**を  
付加することができます。

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、生存中に、死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金としてお受け取りいただくことができます。

#### 特長 5

かけ捨てではありません。  
**解約払戻金**があります。

※短時間で解約された場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。

※詳しくは **P.5~6** をご確認ください。



# 保険金額は、200万円から100万円単位で ご契約いただけます。

保障内容	お支払いする場合	お支払いする金額		保険期間
死亡保険金	死亡したとき	保険金額500万円コース	保険金額300万円コース	終身
	高度障害保険金	500万円	300万円	

※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

## かけ捨てではありません。解約払戻金があります。

※詳しくは「契約概要 4 契約者配当金・解約払戻金」P.15 をご確認ください。

### 解約払戻金例

保険金額500万円コースの場合

保険料払込期間:終身

#### 男性

契約 年齢 経過 年数(*1)	30歳			40歳		
	累計払込保険料	解約払戻金額	戻り率(*2)	累計払込保険料	解約払戻金額	戻り率(*2)
5年	533,400円	388,220円	72.7%	677,700円	483,365円	71.3%
10年	1,066,800円	876,620円	82.1%	1,355,400円	1,071,895円	79.0%
20年	2,133,600円	1,761,060円	82.5%	2,710,800円	2,111,275円	77.8%
30年	3,200,400円	2,618,660円	81.8%	4,066,200円	3,079,725円	75.7%

#### 女性

契約 年齢 経過 年数(*1)	30歳			40歳		
	累計払込保険料	解約払戻金額	戻り率(*2)	累計払込保険料	解約払戻金額	戻り率(*2)
5年	465,300円	340,660円	73.2%	575,700円	417,415円	72.5%
10年	930,600円	773,370円	83.1%	1,151,400円	934,765円	81.1%
20年	1,861,200円	1,563,915円	84.0%	2,302,800円	1,877,725円	81.5%
30年	2,791,800円	2,361,385円	84.5%	3,454,200円	2,820,720円	81.6%

(\*1)契約応当日の前日

(\*2)戻り率とは、累計払込保険料に対する解約払戻金額の割合を示しています。

※解約払戻金額・戻り率は、保険金額・性別・契約年齢・保険料払込期間などにより異なります。

※短期間で解約された場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。

保険料を確認する



月払 保険料 (単位:円) 個別取扱 保険期間/保険料払込期間:終身

保険金額コースをお選びください。

男性

契約日の満年齢

契約日の満年齢	保険金額 500万円コース	保険金額 300万円コース
3歳	5,515	3,369
4歳	5,595	3,417
5歳	5,680	3,465
6歳	5,765	3,519
7歳	5,855	3,573
8歳	5,950	3,630
9歳	6,045	3,684
10歳	6,140	3,744
11歳	6,245	3,807
12歳	6,350	3,867
13歳	6,455	3,933
14歳	6,570	4,002
15歳	6,685	4,068
16歳	6,795	4,137
17歳	6,915	4,209
18歳	7,040	4,281
19歳	7,165	4,359
20歳	7,295	4,434
21歳	7,425	4,515
22歳	7,565	4,599
23歳	7,715	4,686
24歳	7,860	4,776
25歳	8,015	4,866
26歳	8,175	4,965
27歳	8,345	5,064
28歳	8,520	5,172
29歳	8,700	5,277
30歳	8,890	5,394
31歳	9,085	5,511
32歳	9,290	5,631
33歳	9,505	5,763
34歳	9,725	5,895
35歳	9,960	6,033
36歳	10,205	6,183
37歳	10,460	6,336
38歳	10,725	6,495
39歳	11,000	6,660
40歳	11,295	6,834
41歳	11,580	7,005
42歳	11,880	7,188

契約日の満年齢

契約日の満年齢	保険金額 500万円コース	保険金額 300万円コース
43歳	12,190	7,374
44歳	12,515	7,569
45歳	12,855	7,773
46歳	13,210	7,983
47歳	13,585	8,208
48歳	13,970	8,442
49歳	14,385	8,691
50歳	14,815	8,949
51歳	15,270	9,219
52歳	15,745	9,507
53歳	16,245	9,804
54歳	16,770	10,122
55歳	17,325	10,455
56歳	17,910	10,806
57歳	18,540	11,181
58歳	19,195	11,574
59歳	19,895	11,997
60歳	20,640	12,444
61歳	21,435	12,918
62歳	22,280	13,428
63歳	23,185	13,971
64歳	24,145	14,547
65歳	25,175	15,165
66歳	26,365	15,876
67歳	27,640	16,644
68歳	29,010	17,463
69歳	30,480	18,348
70歳	32,070	19,302

女性

契約日の満年齢

契約日の満年齢	保険金額 500万円コース	保険金額 300万円コース
3歳	5,005	3,060
4歳	5,075	3,102
5歳	5,140	3,144
6歳	5,215	3,189
7歳	5,290	3,234
8歳	5,365	3,276
9歳	5,440	3,324
10歳	5,525	3,375
11歳	5,610	3,426
12歳	5,695	3,474
13歳	5,780	3,528
14歳	5,870	3,582
15歳	5,965	3,639
16歳	6,065	3,696
17歳	6,160	3,756
18歳	6,260	3,816
19歳	6,365	3,876
20歳	6,470	3,942
21歳	6,580	4,008
22歳	6,700	4,077
23歳	6,815	4,149
24歳	6,935	4,221
25歳	7,060	4,296
26歳	7,190	4,374
27歳	7,325	4,452
28歳	7,465	4,539
29歳	7,610	4,626
30歳	7,755	4,713
31歳	7,910	4,806
32歳	8,070	4,902
33歳	8,235	5,001
34歳	8,405	5,103
35歳	8,590	5,214
36歳	8,770	5,322
37歳	8,965	5,436
38歳	9,165	5,559
39歳	9,375	5,685
40歳	9,595	5,814
41歳	9,805	5,943
42歳	10,020	6,072

契約日の満年齢

契約日の満年齢	保険金額 500万円コース	保険金額 300万円コース
43歳	10,255	6,210
44歳	10,490	6,354
45歳	10,740	6,504
46歳	11,000	6,657
47歳	11,270	6,819
48歳	11,550	6,990
49歳	11,845	7,167
50歳	12,150	7,350
51歳	12,475	7,545
52歳	12,810	7,746
53歳	13,160	7,956
54歳	13,530	8,175
55歳	13,925	8,412
56歳	14,330	8,658
57歳	14,765	8,919
58歳	15,230	9,195
59歳	15,715	9,489
60歳	16,235	9,798
61歳	16,785	10,131
62歳	17,365	10,479
63歳	17,985	10,851
64歳	18,645	11,247
65歳	19,350	11,670
66歳	20,160	12,153
67歳	21,025	12,675
68歳	21,960	13,236
69歳	22,970	13,842
70歳	24,065	14,496

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

特にご確認いただきたい事項やご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

契約概要

P.11

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

例えば

保険の特長・しくみは？

どんなときに  
保険金・給付金などが  
支払われるの？

保険料払込みの  
流れは？

契約できる  
条件は？

など

注意喚起情報

P.21

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。

例えば

告知とは？

申込みを撤回  
したいときは？

保障の開始は  
いつ？

保険金・給付金などを  
請求するときは？

など

その他重要事項

P.27

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

支払事由や制限事項などの詳細、主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

# 契約概要

## もくじ

- ① 特長としくみ ..... P.11
- ② 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) ..... P.11
- ③ 保険金・給付金などのお支払い ..... P.13
- ④ 契約者配当金・解約払戻金 ..... P.15
- ⑤ 保険料の払込方法 ..... P.15
- ⑥ 保険料払込みの流れ ..... P.17
- ⑦ 保険料に関する留意事項 ..... P.18
- ⑧ お引受けの条件 ..... P.19
- ⑨ 特約の更新について ..... P.20

## 1 特長としくみ

「アフラックの終身保険」の特長、しくみ図は P.3~6 をご確認ください。

## 2 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

### アフラックの終身保険の契約内容

正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
終身保険	終身	終身	満3歳~満80歳

#### ■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。

▶▶詳しくは [しおり](#)「指定代理請求特約」について をご確認ください。

#### ■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。

▶▶詳しくは「注意喚起情報 [4](#) 保障の開始」 P.23 をご確認ください。

### 付加できる特約

各特約は、保険期間、保険料払込期間によって契約年齢が異なります。

正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
定期特約	10年満期(*)	10年	満3歳~満70歳
	60歳満期	60歳まで	満3歳~満55歳
	65歳満期	65歳まで	満3歳~満60歳
	70歳満期	70歳まで	満3歳~満65歳
	75歳満期	75歳まで	満3歳~満70歳
	80歳満期	80歳まで	満3歳~満75歳
傷害特約	10年満期(*)	10年	満3歳~満70歳
	60歳満期	60歳まで	満3歳~満55歳
	65歳満期	65歳まで	満3歳~満60歳
	70歳満期	70歳まで	満3歳~満65歳
	75歳満期	75歳まで	満3歳~満70歳
	80歳満期	80歳まで	満3歳~満75歳
	85歳満期	60歳払済	満3歳~満55歳
		65歳払済	満3歳~満60歳
		70歳払済	満3歳~満65歳
	90歳満期	85歳まで	満3歳~満80歳
		60歳払済	満3歳~満55歳
		65歳払済	満3歳~満60歳
70歳払済		満3歳~満65歳	
90歳まで		満3歳~満80歳	
災害死亡割増特約	10年満期(*)	10年	満3歳~満70歳
	60歳満期	60歳まで	満3歳~満55歳
	65歳満期	65歳まで	満3歳~満60歳
	70歳満期	70歳まで	満3歳~満65歳
	75歳満期	75歳まで	満3歳~満70歳
	80歳満期	80歳まで	満3歳~満75歳
	85歳満期	60歳払済	満3歳~満55歳
		65歳払済	満3歳~満60歳
		70歳払済	満3歳~満65歳
	90歳満期	85歳まで	満3歳~満80歳
		60歳払済	満3歳~満55歳
		65歳払済	満3歳~満60歳
		70歳払済	満3歳~満65歳
		90歳まで	満3歳~満80歳

(\*)自動更新により、所定の年齢まで保障されます。

▶▶特約の自動更新について、詳しくは「契約概要 [9](#) 特約の更新について」 P.20 をご確認ください。

#### ■「ノンスモーカー割引特約」について

被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当している場合に、「ノンスモーカー割引特約」を付加すると「定期特約」の保険料が安くなります。

保険料については「ご提案書」などをご確認ください。

▶▶詳しくは「その他重要事項 [2](#) 「ノンスモーカー割引特約」について」 P.29 をご確認ください。

#### ■「リビング・ニーズ特約」について

被保険者の余命が6か月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

▶▶詳しくは [しおり](#)「リビング・ニーズ特約」について をご確認ください。

### ⚠ 特約の付加にあたって

- 特約のみのお申込みはできません。
- 特約の保険期間によっては特約を中途付加できない場合があります。詳細は当社または募集代理店までお問い合わせください。

### 3 保険金・給付金などのお支払い ▶▶参照 「終身保険」について 特約について

具体的な支払額については P.5~6 をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約・特約名称	保険金・給付金	支払事由	支払額	支払事由の詳細／制限の例
主契約 アフラックの終身保険	死亡保険金	死亡したとき	保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡保険金と高度障害保険金の重複支払いはありません。</li> <li>死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした後、「アフラックの終身保険」および付加されているすべての特約は消滅します(高度障害保険金をお支払いした場合は、高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します)。</li> </ul>
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき		
定期特約	特約死亡保険金	特約保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>特約死亡保険金と特約高度障害保険金の重複支払いはありません。</li> <li>特約高度障害保険金をお支払いした場合、「定期特約」は高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します。</li> </ul>
	特約高度障害保険金	特約保険期間中に所定の高度障害状態になったとき		
傷害特約	災害死亡保険金	特約保険期間中につきのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故によって180日以内に死亡したとき</li> <li>所定の感染症によって死亡したとき</li> </ul>	災害保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害死亡保険金のお支払いに際して、同一の不慮の事故によりすでに障害給付金をお支払いしている(またはお支払いする)場合には、その障害給付金の支払額を災害保険金額から差し引いてお支払いします。</li> <li>障害給付金の支払額は、災害保険金額に所定の給付割合「10%(第6級)~100%(第1級)」を乗じて得た金額となります。                      ※給付割合は、身体障害状態の程度によって決まります。</li> <li>障害給付金のお支払いは、特約保険期間(更新後の保険期間を含む)を通じ給付割合を通算して100%を限度とします。</li> </ul>
	障害給付金	特約保険期間中に、不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になったとき	災害保険金額× 所定の給付割合	
災害死亡割増特約	災害死亡保険金	特約保険期間中につきのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故によって180日以内に死亡したとき</li> <li>所定の感染症によって死亡したとき</li> </ul>	災害保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害死亡保険金と災害高度障害保険金の重複支払いはありません。</li> <li>災害高度障害保険金をお支払いした場合、「災害死亡割増特約」は高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します。</li> </ul>
	災害高度障害保険金	特約保険期間中につきのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故によって180日以内に所定の高度障害状態になったとき</li> <li>所定の感染症によって所定の高度障害状態になったとき</li> </ul>		
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額  を基準として計算した金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>「定期特約」については特約保険期間満了前1年以内は、リビング・ニーズ保険金の請求・受取りができません(「定期特約」が更新される場合を除きます)。</li> <li>「アフラックの終身保険」の死亡保険金の全部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、「アフラックの終身保険」はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。                      ※死亡保険金と高度障害保険金は支払いません。</li> <li>「定期特約」の特約死亡保険金の全部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、「定期特約」はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。                      ※特約死亡保険金と特約高度障害保険金は支払いません。</li> </ul>

#### 用語

##### ● 「指定保険金額」とは：

- 「アフラックの終身保険」の保険金額と「定期特約」の特約保険金額のうち、被保険者が指定する保険金額
- 支払額は、指定保険金額 から 保険金請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額 を差し引いた金額

## 4 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶解約払戻金について、詳しくは [しおり](#) 解約と解約払戻金について をご確認ください。

契約者配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「アフラックの終身保険」および特約には、<b>契約者配当金がありません。</b></li> </ul>
解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「アフラックの終身保険」<b>「定期特約」</b> 契約年齢・性別・経過年数などによって、当社所定の解約払戻金をお支払いします。ご契約(更新)から短期間で解約した場合や保険期間によっては、<b>解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。</b> ※保険期間が10年の「定期特約」は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。</li> <li>●「傷害特約」<b>「災害死亡割増特約」</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>保険期間と保険料払込期間が同一の場合 <b>解約払戻金がありません。</b></li> <li>保険期間と保険料払込期間が異なる場合 契約年齢・性別・経過年数などによって、当社所定の解約払戻金をお支払いします。ご契約(更新)から短期間で解約した場合や保険期間によっては、<b>解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。</b> ※各特約は、保険期間満了時に解約払戻金なくなります。</li> </ul> </li> </ul>

## 5 保険料の払込方法

保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。具体的な保険料については「保険料表」(P.7~8)、「ご提案書」などをご確認ください。

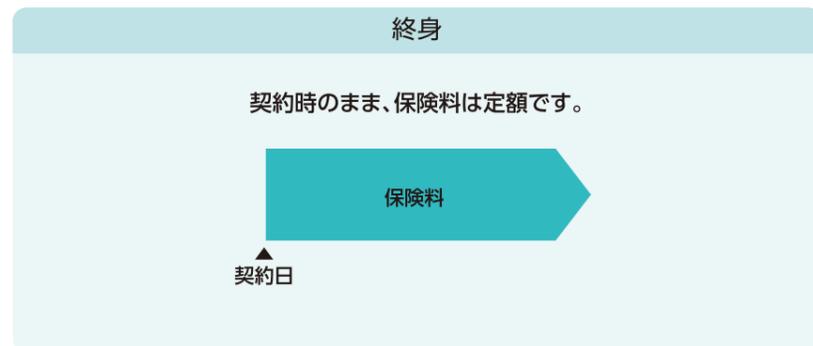
▶▶保険料払込期間について、詳しくは「契約概要 ② 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)」(P.11~12) をご確認ください。

### 払込方法

- 保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

### 主契約の保険料払込み

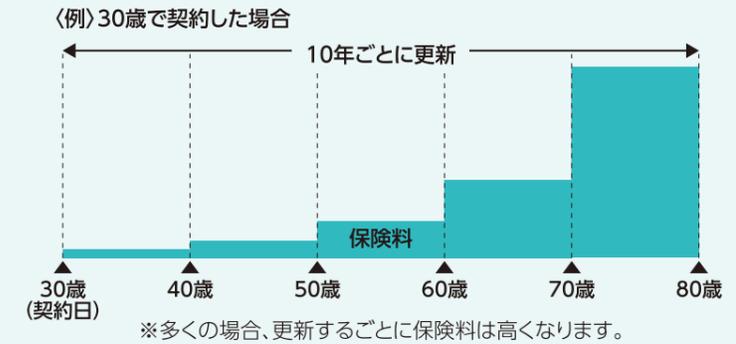
「アフラックの終身保険」の保険料払込期間は、「**終身**」です。



### 保険期間が10年の特約の保険料払込み

- 10年ごとに更新があり、更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払いいただきます。

#### 保険期間が10年の特約の保険料イメージ(「定期特約(10年満期)」の場合)

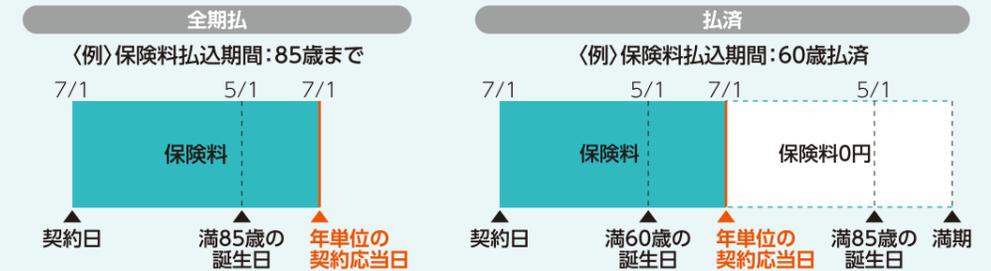


### 保険期間が歳満期の特約の保険料払込み

所定年齢の誕生日後に迎える**年単位の契約応当日** [用語](#) から保険料の負担がなくなります。

#### 保険期間が歳満期の特約の保険料イメージ

〈例〉保険期間:85歳満期 契約日が7月1日、誕生日が5月1日の場合



#### 用語

- 「**契約応当日**」とは:ご契約後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日

## 6 保険料払込みの流れ

▶▶参照  保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みのスケジュールは下記のとおりとなります(月払の場合)。  
 ※半年払・年払については、当社または募集代理店にお問い合わせください。  
 ▶▶保障の開始について、詳しくは「注意喚起情報 4 保障の開始」P.23をご確認ください。

### 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

★**契約日**：申込みおよび告知が**ともに完了した日(\*)**の属する月の翌月1日  
 (この日の満年齢で保険料が決まります)  
 (\*)申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。

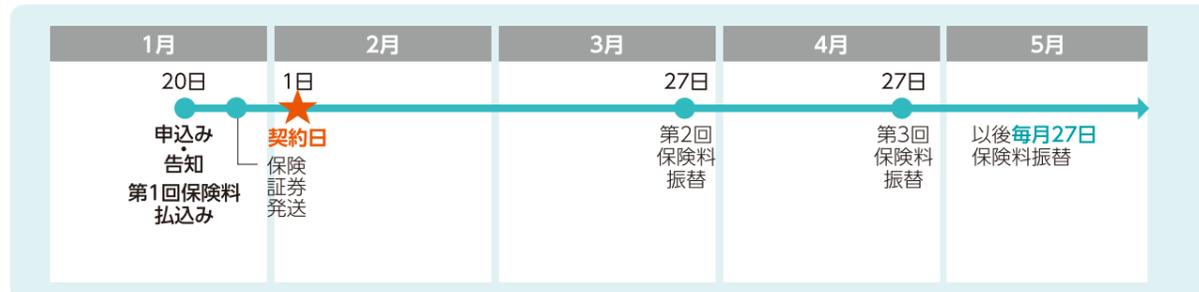
#### 1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



#### 2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



2をご希望の場合は、担当の募集代理店にお問い合わせください。

### 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

#### 1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料振替が**ともに完了した日**(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



#### 2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料払込みが**ともに完了した日の翌月1日**(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



2をご希望の場合は、担当の募集代理店にお問い合わせください。

#### 補足

- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。  
 ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- お払込みいただく保険料が200万円を超える場合は、直接当社にお振込みいただきます。保険料払込方法について詳しくは、当社または募集代理店までお問い合わせください。

## 7 保険料に関する留意事項

### 保険料払込免除

当社所定の身体障害状態に該当した場合、以後の主契約・特約の保険料払込みが免除となります。

▶▶詳しくは  「終身保険」のお支払についてをご確認ください。

### 保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。

▶▶詳しくは  保険料の前納をご確認ください。

### 保険料の高額割引制度

#### 「アフラックの終身保険」の場合

保険金額500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

#### 「定期特約」の場合

保険金額1,500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

### 定期特約の累計払込保険料について

定期特約を付加した場合、ご契約内容や経過年数などによっては定期特約の特約保険金額が定期特約の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

## 8 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります。
- 被保険者の健康状態や仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 妊娠8か月(28週)以上の方はお申込みいただけません。

また、下記の限度のほか、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度、保険金などの限度										
<b>主契約</b> アフラックの終身保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>死亡保険金額の限度</b>                              通信販売でのご契約は200万円から500万円まで(100万円単位)(告知書扱)。500万円を超える金額をご希望の場合は、担当の募集代理店にお問い合わせください。</li> <li>● <b>告知書扱の場合の死亡保険金額の限度</b>                              ※下記告知書扱を超える死亡保険金額については診査扱                             <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>限度額(*1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満45歳以下</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>満46歳以上満65歳以下</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>満66歳以上満70歳以下</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>満71歳以上</td> <td>告知書扱での取扱いはありません</td> </tr> </tbody> </table>                             (*1) 過去3年以内に告知書扱で契約した当社の死亡保険金額などの通算                         </li> </ul>	被保険者の年齢	限度額(*1)	満45歳以下	2,000万円	満46歳以上満65歳以下	1,200万円	満66歳以上満70歳以下	500万円	満71歳以上	告知書扱での取扱いはありません
被保険者の年齢	限度額(*1)										
満45歳以下	2,000万円										
満46歳以上満65歳以下	1,200万円										
満66歳以上満70歳以下	500万円										
満71歳以上	告知書扱での取扱いはありません										
定期特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ほかの保険金と通算した限度</b>                              被保険者1人につき、当社の「終身保険」「定期保険」「養老保険」、特約などの死亡保険金などの額を通算して下記範囲内となります。                             <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満15歳未満</td> <td>1,000万円(*2)</td> </tr> <tr> <td>満15歳以上満24歳以下</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>満25歳以上満70歳以下</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>満71歳以上</td> <td>1億円</td> </tr> </tbody> </table>                             (*2) 当社および他社などの死亡に関する保険金(災害死亡保険金などを含む)の通算                         </li> </ul>	被保険者の年齢	限度額	満15歳未満	1,000万円(*2)	満15歳以上満24歳以下	1億円	満25歳以上満70歳以下	5億円	満71歳以上	1億円
被保険者の年齢	限度額										
満15歳未満	1,000万円(*2)										
満15歳以上満24歳以下	1億円										
満25歳以上満70歳以下	5億円										
満71歳以上	1億円										
傷害特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>特約保険金額の限度</b>                              100万円から下記限度額まで(100万円単位)                             <table border="1"> <thead> <tr> <th>「傷害特約」の保険料払込期間が保険期間と同一の場合</th> <th>「アフラックの終身保険」および「定期特約」の保険金額の合計の1.5倍まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「傷害特約」の保険料払込期間が60歳払済、65歳払済、70歳払済の場合</td> <td>「アフラックの終身保険」の保険金額の1.5倍まで</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>● <b>ほかの保険金と通算した限度</b>                              被保険者1人につき、当社の「傷害特約」の保険金額と通算して1,000万円まで                         </li> </ul>	「傷害特約」の保険料払込期間が保険期間と同一の場合	「アフラックの終身保険」および「定期特約」の保険金額の合計の1.5倍まで	「傷害特約」の保険料払込期間が60歳払済、65歳払済、70歳払済の場合	「アフラックの終身保険」の保険金額の1.5倍まで						
「傷害特約」の保険料払込期間が保険期間と同一の場合	「アフラックの終身保険」および「定期特約」の保険金額の合計の1.5倍まで										
「傷害特約」の保険料払込期間が60歳払済、65歳払済、70歳払済の場合	「アフラックの終身保険」の保険金額の1.5倍まで										
災害死亡割増特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>特約保険金額の限度</b>                              100万円から下記限度額まで(100万円単位)                             <table border="1"> <thead> <tr> <th>「災害死亡割増特約」の保険料払込期間が保険期間と同一の場合</th> <th>「アフラックの終身保険」および「定期特約」の保険金額の合計の1.5倍まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「災害死亡割増特約」の保険料払込期間が60歳払済、65歳払済、70歳払済の場合</td> <td>「アフラックの終身保険」の保険金額の1.5倍まで</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>● <b>ほかの保険金と通算した限度</b>                              被保険者1人につき、当社の「災害死亡割増特約」「災害死亡割増特約(がん保険)」の保険金額と通算して5,000万円まで                         </li> </ul>	「災害死亡割増特約」の保険料払込期間が保険期間と同一の場合	「アフラックの終身保険」および「定期特約」の保険金額の合計の1.5倍まで	「災害死亡割増特約」の保険料払込期間が60歳払済、65歳払済、70歳払済の場合	「アフラックの終身保険」の保険金額の1.5倍まで						
「災害死亡割増特約」の保険料払込期間が保険期間と同一の場合	「アフラックの終身保険」および「定期特約」の保険金額の合計の1.5倍まで										
「災害死亡割増特約」の保険料払込期間が60歳払済、65歳払済、70歳払済の場合	「アフラックの終身保険」の保険金額の1.5倍まで										

## 9 特約の更新について

保険期間が10年の「定期特約」「傷害特約」「災害死亡割増特約」は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
● 定期特約(*1)	満70歳以下	10年満期(*2)	満76歳以上の場合、更新できません。
● 傷害特約			
● 災害死亡割増特約	満71歳～満75歳	80歳満期	

(\*1) 「ノンスモーカー割引特約」を付加した場合、「ノンスモーカー割引特約」は自動更新されません。

(\*2) 更新時の年齢が下記の場合、申し出により下記の保険期間に変更して更新できます。

更新時の年齢	変更後の保険期間
満66歳～満69歳	80歳満期

### ▶ 相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶ 詳しくは「注意喚起情報 11 相談・照会・苦情の窓口」P.26 をご確認ください。

# 注意喚起情報

## もくじ

- 1 反社会的勢力に該当する場合 ..... P.21
- 2 告知義務 ..... P.21
- 3 お申込みの撤回または解除 ..... P.22
- 4 保障の開始 ..... P.23
- 5 お支払いできない場合 ..... P.23
- 6 保険金・給付金などのご請求 ..... P.24
- 7 ご契約の無効および失効・復活 ..... P.24
- 8 解約と解約払戻金 ..... P.25
- 9 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し ..... P.25
- 10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ..... P.26
- 11 相談・照会・苦情の窓口 ..... P.26

## 1 反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、  
保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(\*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有している場合には、**保険契約のお申込みはできません。**
- 保険契約締結後に反社会的勢力(\*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき**保険契約が解除されます。**

(\*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。  
(\*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

## 2 告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

正しく告知していただかないと、  
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

### 補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「保険金・給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

## 既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- 一部特約のみをお断り
- お申込みをお断り

※当社には、健康状態にかかわらず告知なしでお申込みいただける「アフラックの終身保険どなたでも」(契約年齢:満40歳~満80歳)があります。

## ⚠ 「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

〈告知義務違反〉として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
  - 責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合
- 上記の場合、保険金・給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除** **用語**の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

## 3 お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回  
または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込みの**撤回** **用語**またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
- ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合  
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
- ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合  
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- お申込みの撤回などをした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

### 【お申込みの撤回などの方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。

- 〈記入項目〉
- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| ① 記入日              | ⑤ 契約者の住所・電話番号          |
| ② 撤回の理由および撤回をしたい意思 | ⑥ 被保険者名                |
| ③ 契約者の自署・フリガナ      | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日         | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可)   |
- ※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。
- 〈郵送先〉 〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号 アフラック 契約部 撤回担当行

## ⚠ つぎの場合には、お申込みの撤回などができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

### 用語

- 「解除」とは：保険期間の途中でご契約を消滅させること
- 「撤回」とは：保険期間の開始前に、申込者をご契約のお申込みを取り下げること

## 4 保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

- ご契約上の保障を開始する時期を「責任開始期」といいます。当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期」は、つぎのとおりです。

### 1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

**責任開始期** 申込みおよび告知がともに完了した時(\*)  
(\*) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。



### 2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

**責任開始期** 告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時(\*)  
(\*) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。



#### 補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

## 5 お支払いできない場合

保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

- 責任開始期より前に発生した不慮の事故や、責任開始期より前に発病した病気を原因として高度障害状態に該当した場合など
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 **用語** している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、保険金・給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 保険金・給付金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合  
〈例〉保障の開始から3年以内の被保険者の自殺

上記以外にも、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは「契約概要 3 保険金・給付金などのお支払い」 P.13~14 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

#### 用語

- 「失効」とは：保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため保険金などは支払われない)

## 6 保険金・給付金などのご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 保険金・給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご確認ください。

### 給付金・保険金請求手続きに関する専用フリーダイヤル

通話料 無料 **0120-555-877** 受付時間 [月曜日~金曜日] 9:00~17:00  
※ 祝日を除きます。

※ 休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

アフラックホームページ <http://www.aflac.co.jp/>

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については「契約概要 3 保険金・給付金などのお支払い」 P.13~14 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。  
▶▶詳しくは **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

#### 補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

## 7 ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

### ご契約の無効および失効

保険料の払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなる場合があります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

次ページへ続く

### 自動振替貸付

- 一時的に保険料のご都合がつかないとき、当社が自動的に保険料を立て替え(自動振替貸付)、ご契約を継続させることができます。
- 自動振替貸付を希望しない場合には、書面で当社または募集代理店へお申し出ください。
- ▶▶ 詳しくは **しおり** 保険料のお払込が困難な場合 をご確認ください。

### ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- ▶▶ 詳しくは **しおり** ご契約の復活 をご確認ください。

## 8 解約と解約払戻金

▶▶ 参照 **しおり** ご契約後について

### 解約払戻金の有無は 保険種類などによって異なります。

- 解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。
- ▶▶ 詳しくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

## 9 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

### 乗換えや見直しは、契約者にとって 不利益となることがあります。

#### 「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為などが適用の対象となります。**  
▶▶ 詳しくは「注意喚起情報 ② 告知義務」 P.21～22 をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



**健康状態によってはお引受けできません。**

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

## 10

### 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶ 参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

### 当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の保険金額・給付金額などが削減されることがあります。  
▶▶ 詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

#### 生命保険契約者保護機構

☎ 03-3286-2820

受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00  
※ 祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

## 11

### 相談・照会・苦情の窓口

### お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

#### アフラックコールセンター

通話料 無料 0120-5555-95

受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00  
[土曜日] 9:00～17:00  
※ 祝日を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

#### 一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

# その他重要事項

## もくじ

- ① 個人情報の取扱いについて (保険契約者および被保険者の皆様へ) …… P.27
- ② 特定個人情報等の取扱いについて …… P.29
- ③ 「ノンスモーカー割引特約」について …… P.29
- ④ Web約款について …… P.30

## 1 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

### プライバシーポリシー

当社は「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号(マイナンバー)および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます。)を含みません。特定個人情報等については、「**その他重要事項 ② 特定個人情報等の取扱いについて**」P.29 をご確認ください。

### お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 当社、その関連会社・提携会社を取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険業に関連・付随する業務

### センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

### 代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。

なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客様担当代理店)
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

### 団体(集団)などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体(集団)取扱契約を取り交わしている団体(集団)や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

### 再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

### 契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

### 支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など(\*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消または無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「**相互照会事項**」の全部または一部について、共同して利用します。

(\*)「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

### 相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故  
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

### 開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

## 2 特定個人情報等の取扱いについて

### 特定個人情報等の利用目的・利用

- 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

### 特定個人情報等の収集方法

- 当社は、法令等に従い、適正な方法により特定個人情報等を収集します。

### 特定個人情報等の提供

- 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

## 3 「ノンスモーカー割引特約」について

「ノンスモーカー割引特約」(非喫煙割引特約)を付加すると、「定期特約」の保険料は、非喫煙保険料率となり、通常の保険料(標準体保険料率)より安くなります。

▶▶詳しくは [しおり](#) 『ノンスモーカー割引』について をご確認ください。

### 非喫煙保険料率の適用について

- 満20歳以上で過去1年間に喫煙したことのない被保険者が対象となり、告知に加えて所定の喫煙検査が必要です。  
※喫煙していない場合でも受動喫煙などによって喫煙者と判断され、非喫煙保険料率が適用できない場合があります。
- 保険金額が所定の金額以上であることが必要です。
- 喫煙状況について、故意または重大な過失によって、事実と違うことを告知された場合は、当社は「非喫煙割引に関する告知義務違反」として「ノンスモーカー割引特約」を解除することがあります。  
この場合には、「定期特約」の保険金額の減額などを行います。

### 留意事項

- 「ノンスモーカー割引特約」を単独で中途付加することはできません。
- 自動更新のお取扱いはありません。ただし、更新の際に告知・診査をあらためてお申し出いただき、被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当している場合には、更新後の保険期間についても非喫煙保険料率が適用となります。

## 4 Web約款について

「Web約款」とは、当社ホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。当社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

### 「Web約款」の特長

- ① 当社ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

### 選択方法

「Web約款」を選択する場合は、申込書上の「Web約款」選択欄にチェックをつけてください(チェックをつけた場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」は送付・交付しません)。

### 「Web約款」の閲覧方法

つぎの①～③の手順で閲覧できます。

- ① インターネットで当社ホームページにアクセス  
[アフラックホームページ](http://www.aflac.co.jp/) <http://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページ内の「[Web約款](#) ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ 「商品名」と「(予定)契約日」から該当の「Web約款」を選択